



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 公共測量の実施の通知（道路管理課） ..... 1

### 公 告

- 特定漁港漁場整備事業計画変更書の案の縦覧（漁港漁場課） ..... 1
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（商工振興課） ..... 1
- 宅地建物取引業者の事務所所在地及び所在を確知することができない旨の公告（建築指導課） ..... 2
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） ..... 2
- 開発行為に関する工事の完了・2件（中部土木事務所） ..... 2

### 人事委員会事項

- 東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則 ..... 3

## 告 示

### 沖縄県告示第411号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年 8月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 与那国町内
- 2 公共測量を実施する期間 平成24年 8月 2日から同年10月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（総合計画）

## 公 告

泡瀬地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更する予定であるので、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第11項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案を縦覧に供する。

平成24年 8月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類の名称 特定漁港漁場整備事業計画変更書の案
- 2 縦覧の期間 平成24年 8月14日から同年 9月 3日まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- 3 縦覧の場所 沖縄県農林水産部漁港漁場課、沖縄県中部農林土木事務所及び沖縄市役所
- 4 意見書の提出方法及び期限 特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。意見書は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県農林水産部漁港漁場課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8

条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年8月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンエー西原シティ 西原町字嘉手苜130番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 新中糖産業株式会社 西原町字嘉手苜117番地2 代表取締役 福里重盛
- 3 法第8条第1項の規定による西原町の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成24年8月14日から同年9月14日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部商工振興課

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により、次の宅地建物取引業者の事務所の所在地及び所在を確知できないことについて公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定により宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成24年8月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 名称及び代表者氏名 南星不動産商事 田盛進二
- (2) 免許年月日及び免許証番号 平成18年6月4日 沖縄県知事(6)第1895号
- 2 (1) 商号及び代表者氏名 合資会社沖信拓 伊波貴之
- (2) 免許年月日及び免許証番号 平成19年10月12日 沖縄県知事(10)第451号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年8月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年4月13日 沖縄県指令土第475号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字安室後原211番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字小波津158番地 玉那覇優
- 5 検査済証番号 平成24年7月26日 第3011号
- 6 工事完了年月日 平成24年7月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年8月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年9月27日 沖縄県指令土第863号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大里203番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字大里84番地 牧志亜香根
- 5 検査済証番号 平成24年7月31日 第3012号
- 6 工事完了年月日 平成24年7月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年8月14日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 佳 輝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年4月12日 沖縄県指令中土第448号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字安谷屋286番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字喜舎場47番地 山内実
- 5 検査済証番号 平成24年5月25日 C第109号
- 6 工事完了年月日 平成24年4月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年8月14日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 佳 輝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年10月25日 沖縄県指令中土第1027号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字呉屋西門117番10
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市寄宮3丁目12番5号 金城崇
- 5 検査済証番号 平成24年5月29日 C第110号
- 6 工事完了年月日 平成24年5月21日

## 人事委員会事項

東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年8月14日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第22号

### 東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則（平成24年沖縄県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域」を「帰還困難区域」に改め、同項第3号中「居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行う」を「居住制限区域に設定する」に改め、同条第3項各号を次のように改める。

- (1) 前項第1号の作業のうち第3号に掲げるもの以外のものであって、故障した設備等を現場において確認するもの（人事委員会が認めるものに限り。） 20,000円
- (2) 前項第1号の作業のうち前号及び次号に掲げるもの以外のもの 13,300円
- (3) 前項第1号の作業のうち免震重要棟内において行うもの 3,300円
- (4) 前項第2号の作業のうち屋外において行うもの 6,600円
- (5) 前項第2号の作業のうち屋内において行うもの 1,330円
- (6) 前項第3号の作業のうち屋外において行うもの 3,300円
- (7) 前項第3号の作業のうち屋内において行うもの 660円

第2条第5項中「第3項第3号又は第5号」を「第3項第4号又は第6号」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の6項を加える。

（第2条の特例）

- 2 当分の間、第2条第1項の規定にかかわらず、条例第1条第1項の人事委員会規則で定める区域には、次に掲げる区域を含むものとする。

- (1) 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害

対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域（第2条第1項各号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域を除く。）

(2) 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域（第2条第1項各号及び前号に掲げるもの並びに本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域を除く。）

3 当分の間、第2条第2項の規定にかかわらず、条例第1条第1項の人事委員会規則で定める作業には、次に掲げる作業を含むものとする。

(1) 前項第1号に掲げる区域において行う作業

(2) 前項第2号に掲げる区域において行う作業

4 前項各号に掲げる作業に従事した場合の条例第1条第2項に規定する手当の額は、第2条第3項の規定にかかわらず、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業のうち屋外において行うもの 6,600円

(2) 前項第1号の作業のうち屋内において行うもの 1,330円

(3) 前項第2号の作業のうち屋外において行うもの 5,000円

(4) 前項第2号の作業のうち屋内において行うもの 1,000円

5 同一の日において、前項各号の作業のうち2以上の作業に従事した場合又は第2条第3項各号の作業のうち1以上の作業に従事し、かつ、前項各号の作業のうち1以上の作業に従事した場合においては、これらの作業に係る手当の額が同額のとときにあっては当該手当のいずれか1の手当、これらの作業に係る手当の額が異なるときにあっては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあっては、その手当のいずれか1の手当）以外の手当は支給しない。

6 前項の規定の適用がある場合であって、東日本大震災関連作業手当を支給するときの第2条第5項の規定の適用については、同項中「前2項」とあるのは、「第2条第3項及び附則第5項」とする。

7 第2条第5項の規定は、附則第4項各号に掲げる作業に対する手当を支給する場合について準用する。この場合において、第2条第5項中「第3項第4号又は第6号」とあるのは「附則第4項第1号又は第3号」と、「前2項」とあるのは「附則第4項及び第5項」とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則の規定は、平成24年5月29日からこの規則の施行の前日までにおいて、職員が原子力災害外対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく原子力災害対策本部長の川内村長に対する指示により、居住制限区域に設定することとされた区域において行った作業についても適用する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
-------------------------------------------	-------------------------------------------